

目次

1. 中国知財ニュース

- 1) 特許判例
- 2) 中国知財最新ニュース

2. 中国にまつわるあれこれ

- 1) 中国の大気汚染事情
- 2) 外国人就労ビザ新制度がスタート

◀おまけ▶ プチ中国語講座

「中国人の名前の呼び方」について



【1】中国知財ニュース

1. 特許判例の紹介

2017年3月22日、北京知識産権法院により業界の注目を集めていた一つの特許権侵害訴訟の一番判決が下されました。この事件は、権利消尽、間接侵害、禁令等の問題において、従来 of 判断基準を大きく超えており、世界中から注目を浴びました。

下記にて今回の事件の概要及び北京知識産権法院の判断を紹介いたします。

裁判所及び事件番号	事件の種類	原告及び被告
北京知識産権法院 (2015)京知民初字第1194号	特許権侵害訴訟	原告： 中国西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社 被告： ソニーモバイルコミュニケーションズ（中国）株式会社

【概要】

3月22日、北京知識産権法院は西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社（以下「原告」という）が、ソニーモバイルコミュニケーションズ（中国）株式会社（以下「被告」という）を提訴した特許権侵害案件の一番判決にて、被告が原告のWAPIに係る標準必須特許を侵害したとして、侵害行為の差止め、及び原告の「ライセンス費用の3倍の賠償額」という主張を支持し、合計910万余元（約1億4400万円）の賠償を命じた。

事件の詳細

原告の保有する関連特許は、相互認証メカニズムを通じて、無線LANへの非安全的なアクセスを制御し、移動端末の安全性、通信の機密保持性を保障するものである。当該発明は、端末MT、アクセスポイントAP、認証サーバーAS 3つの物理的実体が揃い初めて実施ができ、被告が生産販売する関連携帯電話はWAPIに接続する過程において、端末MTとなる。

関連特許はWAPI標準の標準必須特許であり、この標準は2009年に強制的実施を開始している。つまり、中国で販売される携帯電話を無線LANにアクセスさせるためには、WAPIに係る標準必須特許を必然的に実施しなければならないことになる。

関連特許(技術)は、中国元情報産業部の「情報産業重大技術発明」、世界知的財産権組織及び国家知識産権局の「中国専利大賞」など数多くの賞を受賞している。

双方の当事者は2009年3月～2015年3月までの期間、この特許ライセンスの合意にむけた協議を続けてきたが、交渉は成立しなかった。

本newsletterで特に注目したいのは、北京知識産権法院が判決において、下記問題に対する非常に大胆な判断を行った点である。

①使用方法特許における権利消尽問題

原告の主張：被告は中国工業情報部が規定するWAPIテストに合格するため、研究開発、生産製造、出荷検査等過程の中で、携帯電話の無線LANにアクセスするための、WAPI機能が正常かどうかの検証を行う必要があった。すなわち関連特許を単独で実施する必要性があり、それは単独実施による直接侵害行為に当たると主張した。

被告の主張：携帯電話製品の中で使用したWAPI機能の部品は、チップメーカーから提供されたものであり、被告は提供されたWAPIチップを携帯電話に挿入しただけであり、研究開発、生産製造、出荷検査の如何なる過程においても関連特許を使用していない。WAPIを使用して検出した、AP及びAS装置等は、関連特許を実現するための専用装置で、原告によって合法的に販売されており、関連特許はすでに権利消尽している。

裁判所の見解：専利法第69条第一項第(一)号の規定からわかるように、我が国の現行の法的枠組みの下では、方法特許の権利消尽は「特許方法によって直接得られた製品」のみに適用される。すなわち「製造方法特許」、単純な「使用方法特許」には、権利消尽問題が存在しない。また、専利法第11条と結びつけてもわかるように、立法者からすると、「使用方法特許」には権利消尽問題が存在しない、或いは権利消尽を規定する必要がなく、「使用方法特許」は我が国の専利法が規定する権利消尽の範囲に属さない。よって、原告が検査装置を販売する行為は権利消尽にあたらぬ。

②間接侵害の認定について

原告の主張：被告が生産販売する関連携帯電話は、「専用品」として、他人が関連特許を実施するための補助を行った。

被告の主張：被疑侵害品は実質的な非侵害用途を含んでおり、非専用品であるため、間接侵害を構成しない。

裁判所の見解：被疑侵害品は専用品である。また、通常、間接侵害行為は直接侵害行為の前提の上に成り立つ。しかし、これは、特許権者が別の主体による、直接侵害行為の実施を証明しなければならないという意味ではなく、被疑侵害品を使用しているユーザーが、製品のプリセットモードに基づき、特許権の技術的特徴を全面的に網羅し、使用していることを証明できれば条件を満たしており、ユーザーが侵害責任を負うべきかについてと、間接侵害の成立とは無関係である。

③禁令について

裁判所の見解：我が国の現行の法的枠組みの下では、権利侵害事件の中で、侵害停止の侵害責任を適用することは一般的な規則であり、適用しないのは例外である。被告は原告の特許権を侵害しており、かつライセンス協議の中で過失があったため、標準必須特許権侵害行為の差止めを命じる。

【考察】

権利消尽問題について：権利消尽原則を、使用方法特許自体に適用するか否かについては、中国専利法の中に具体的な規定はありません。だからと言って中国の「使用方法特許」には権利消尽問題が存在しない、或いは権利消尽を規定する必要がない、と判断するのは非常に大胆であると考えます。米国では、連邦最高裁判所まで事件が持ち越され、そこでようやく使用方法特許の権利消尽の基準が確立されます。

間接侵害の認定について：この認定は、中国最高法院が2016年に公布した「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」に反すると考えます。最高法院の司法解釈（二）の中の規定によれば、間接侵害は、直接侵害を前提とし、他人が特許権を侵害する行為を実施して初めて成り立ちます。ユーザーは生産経営の目的で被疑侵害品を使用するわけではないので、特許権を侵害する行為を実施したと認定できません。

禁令について：中国の司法では、確かに容易に禁令を得ることができます。ただ携帯などのモデルチェンジの速い製品などからすると、特に市場の大きい中国では、禁令の抑止力は強大で、賠償金額と比較できないほどの大きな影響が出てきます。北京知識産権法院は、誇りを持って中国第一標準必須特許の禁令を下したと述べていますが、もっと慎重に行うべきではなかったのかと考えます。

2. 中国知財関連ニュース

4月1日より中国商標出願に係る庁費用が半額に引き下げ

2017年4月1日より、中国商標の出願、変更、譲渡、更新、ライセンス、異議申立、審判等に係る庁費用が、それまでの庁費用の50%まで値下げされました。また、ソフトウェア著作権登録についても、4月1日より庁費用なしで登録できることになりました。

出典：中国商標網

河北省に新たな経済特区を設置 北京・天津との一体化を推進

中国政府は4月1日、北京の近隣省である河北省に新たな経済特区を設置すると発表しました。新しい経済特区は「雄安新区」と呼ばれ、中国の経済改革を後押しした深セン経済特区をモデルに、発展を広げる予定です。「雄安新区」は、首都北京の隣接エリアであることから、北京・天津との一体化を促進し、北京の水不足、大気汚染、渋滞問題などの緩和、北京の「非首都的機能」の分散などを目的とするとともに、ハイテク関連ビジネスの構築にも焦点を当てる予定で、中国北方エリアでの経済成長エリアとしての役割を担うこととなります。

出典：中国人民網

BrandZ による中国ブランド価値ランキング 2017発表

イギリスの市場調査会社WPPグループ および ミルウォード・ブラウン社によって行われる、企業ブランド価値ランキングの中国ブランドランキング2017が先日発表されました。

このランキングは、各企業の持つブランドとしての価値を金額に換算してランク付けするというもので、市場全体の把握や、前年度のランキングと比較し、勢いのある企業などを推測することもできます。

2017年中国ブランドランキングTOP20

2017	ブランド名	種別	ブランド価値 (百万ドル)	2016
1	騰訊 (Tencent)	科技	106,181	1
2	阿里巴巴 (Alibaba)	小売	58,009	3
3	中国移動(China Mobile)	通信	57,899	2
4	中国工商銀行(ICBC)	銀行	31,482	4
5	百度(Baidu)	科技	23,886	5
6	華為(HUAWEI)	科技	20,383	7
7	中国建設銀行 (China Construction Bank)	銀行	18,398	6
8	中国平安(PING AN)	保険	16,463	9
9	茅台(MOUTAI)	酒類	16,219	13
10	中国農業銀行 (Agricultural Bank of China)	銀行	14,848	8
11	中国人寿(CHINA LIFE)	保険	13,134	10
12	中石化(SINOPEC)	石油・天然ガス	12,336	12
13	中国銀行(BANK OF CHINA)	銀行	11,778	11
14	京東(Jing Dong)	小売	9,699	15
15	中石油(中国石油)	石油・天然ガス	9,550	14
16	中国電信 (China Telecom)	通信	8,887	16
17	招商銀行(China Merchants Bank)	銀行	6,581	17
18	伊利(Yili)	食品・乳製品	6,318	18
19	蒙牛(Mengniu)	食品・乳製品	5,023	20
20	中国国际航空 (AIR CHINA)	航空	4,845	19

出典：知産庫

【2】中国にまつわるあれこれ

年々悪化？する中国の大気汚染問題について

すでに知らない人はいないというほど有名になった、中国大気汚染の原因となるPM2.5。一時期より日本のメディアで取り上げられることは減ってきましたが、今もその影響はとて深刻です。

そもそもこのPM2.5とは何なのか、なぜ中国ではここまで大気汚染が深刻になってしまったのか、今日は紹介していきたいと思います。

PM2.5とは？

Particulate matter、「**粒子状物質**」という英単語の頭文字をとったものになります。つまり空気中に浮いている、目には見えない大きさの粒の物質を指します。

この空気中にある粒子状物質は決して有害なものばかりではありません。

次に2.5ですが、これは粒子の大きさを指しています。PM2.5の場合は2.5 μm （マイクロメートル＝0.0025mm）以下の大きさの粒ということになります。

2.5 μm というのは極小で、スギ花粉の10分の1程度の大きさしかなく、普通のマスクや空気清浄機では十分に対策を打つことができません。

このPM2.5が健康に有害な被害をもたらす原因は、その主要成分にあります。

PM2.5は、硫酸塩などの塩類や有機化合物から作られており、塗料やインキ、接着材、洗剤などに含まれる有機化合物が多く含まれています。工場の煙や車の排気ガス、たばこの煙などがこのPM2.5に当たります。

原因

中国では急速な経済発展に伴い、排気ガスや工場の煙が大量発生するようになりました。また冬はビルや家庭で石炭での集中暖房（セントラルヒーティング）が行われており、これも大気汚染の原因となっています。近年急増した自動車の使用も大きな一因です。中国の人口は全世界の20%ほどですが、石炭の使用料は全世界の約50%と、かなり多く、更に国内生産をしている安価な石炭を使用している為、質があまり良くなく、こういった要素が積み重なり、深刻な大気汚染問題を引き起こしてしまっているのです。

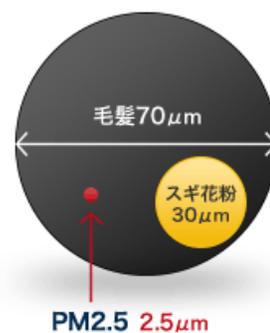
対策

中国政府は昨年、「第13回5ヶ年計画」を発表し、資源・環境項目の一つとして、“都市の空気のきれいな日の割合を2020年までに80%以上にする”という目標を掲げました。2015年の同割合は都市全体で76.8%（北京は50%程度）でしたので、大気汚染が深刻な都市エリアにとっては、かなり高い目標であることは事実です。

そのための対策として

- ・石炭エネルギー消費の抑制。原子力、水力、風力および太陽光等、新・再生エネルギーの導入及びそれに対する800兆円規模の投資。
- ・重大な汚染問題を引き起こした企業への罰則、及び汚染被害額の3倍～5倍の罰金請求。
- ・軽型自動車における、排ガス基準 & 測定方法を世界で最も厳しい基準へと変更。等を行っていくことを強調しています。

2022年には冬季オリンピックも開催予定で、今後この大気汚染問題は、改めて世界から注目されることになると思います。現在掲げられている目標をどこまで達成することができるか、この先の改善に期待をしたいと思います。



出典：Eo健康 健康と暮らし情報



北京の青空。将来はこの青空が続くようになりましょうか。
出典：Railstation.net

外国人就労ビザ制度がより厳格なポイント制に

2017年4月1日より、中国で働く外国人向けの就労ビザの新制度がスタートし、ビザ取得の条件、仕組みが大きく変わりました。簡単に言うと、「中国で仕事をしたい外国人に、あらゆる項目の基準からポイントをつけ、ポイントによってA～Cのランク付けを行う。基本的にB以上は就労許可がおりる可能性が高い」というものです。

このポイントには、学位（大卒以上）、年齢、中国語レベルなどが大きくかかわってくるため、中国での職務経験が長いとしても、今後はビザが下りない可能性が大いにある、ということになります。

下記ジェトロホームページより、ポイント表を見ることができます。

https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=23645826

ランクA：85 pt以上 **【ハイレベル人材】**

ランクB：60 pt～84pt **【専門人材】**

ランクC：60pt未満 **【普通人員】**

上記チェック表からポイントを算出し、それによりA～Cランクに振り分けるのですが、

ランクA・・・年齢制限もなく、60歳以上でも可能。ランクB・・・基本的に就労許可は下りるが、人数などをコントロールする可能性がある。ランクC・・・就労許可はおりない。というような基準になります。

例えば、高卒で、56歳以上、中国語の資格が無い場合、いくら給与が高く、勤務年数が長かったとしても、新制度ではビザの取得ができない可能性が高いこととなります。（※中国での就労地区が国の指定する特別地域の場合、出身大学や、勤務企業が世界的に有名な場合は、取得できる可能性もあります。）

では、なぜ中外国人労働許可新制度を導入したのでしょうか。

その真意は、現在増え続けている、外国人就労者の審査の基準を明確にすることで、外国人の分類を行い、外国人就業者、特に出稼ぎ労働者等の人員を抑制するためだと言われています。中国人は出生時から、農業戸籍（農民）又は非農業戸籍（都市部市民）のいずれかの戸籍に振り分けられており、農業戸籍を持つ人達は、学業や就業において一定の制限があり、就職をするのも困難であるのが現状です。出稼ぎ労働者を抑制することで、農業戸籍を持つ国民の就職余地を増やすことが目的であるといわれています。

プチ中国語講座

第6回は 「中国人の名前の呼び方」について

日本では通常人の名前を呼ぶときは「さん」を付けますが、中国では色々な呼び方があります。

男性の場合：「先生(xiānsheng)」

未婚の女性の場合：「小姐(xiǎojiě)」

未婚・既婚の女性：「女士(nǚshì)」

※日本語の「～さん」に当たりますが、非常にかしこまった呼び方で、初対面同士や、ビジネスの商談相手等改まったときに使います。

同僚や同級生・友人・家族などを呼ぶ際は、フルネームで呼び合うケースがかなり多く、「さん」はつけません。

苗字の前に「小(xiǎo)」もしくは「老(lǎo)」をつけるのもポピュラーです。

自分より年下なら・・・「小李(xiǎolǐ)」「李さん」というように。

自分より年上なら・・・「老王(lǎowáng)」「王さん」というように。

ちなみに、士業の方を呼ぶ際の「～先生」に当たる言葉は、「～老师(lǎoshī)」です。

それではまた次号でお会いしましょう。下次再见！

当Newsletterに含まれる情報は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、特定の目的を前提とした利用、その他専門的なアドバイス等を行うものではありません。IP案件に関するご相談は、個別に弁理士までお問合せください。

<Newsletterに関するご意見やご質問がございましたら、下記までお問合せください。>

こんなことを知りたい！等のご要望もお待ちしております。

北京品源知識産権代理有限公司 日本オフィス 担当 朴 (パク) Tel: 03-5847-8242 / Email: Tokyo@boip.com.cn